

新宿区 無電柱化推進計画

都市防災機能の強化／安全で快適な歩行空間の確保／良好な都市景観の創出

概要版



令和9(2027)年2月

● 新宿区無電柱化推進計画改定の背景

新宿区では、無電柱化に関する基本的な考え方や具体的な実施計画を取りまとめた「新宿区無電柱化推進計画（以下、『本計画』という。）」を平成31年3月に策定しました。

このたび、本計画で定めた無電柱化事業路線の一部において整備完了の見通しが立ってきたことに加え、令和6年度に発生した能登半島地震を契機として道路の無電柱化の必要性が再認識されていることから、更なる無電柱化を推進するため、本計画を改定しました。

なお、本改定にあたっては、令和8年度に改定された国の無電柱化推進計画及び東京都無電柱化計画の内容や、令和6年度に設置された都・区市町村無電柱化検討会議の検討を踏まえた計画としました。

★ 無電柱化を進める背景

- ・ 近年発生している大規模地震や大型台風等により、電柱が倒壊し、緊急車両の通行や復旧活動に支障をきたす事象が発生している。
- ・ 電柱は歩行空間を圧迫し、歩行者や車いす、ベビーカー利用者の通行を困難にする要因となっている。
- ・ 電柱や電線は街並みの統一感や開放感を損ない、都市景観の質の低下や歴史的・観光価値を弱める要因となっている。

◆ 国の動き

- ◇ 平成28年12月 「無電柱化の推進に関する法律」を施行
- ◇ 平成30年4月 「無電柱化推進計画」を策定
- ◇ 令和3年5月 「第2次無電柱化推進計画」を改定
- ◇ 令和8年6月 「第3次無電柱化推進計画」を改定

● 東京都の動き

- 平成29年9月 「東京都無電柱化推進条例」の施行
- 平成30年3月 「東京都無電柱化計画」の策定・公表
- 令和3年6月 「東京都無電柱化計画」の改定
- 令和6年度 「都・区市町村無電柱化検討会議」の設置
- 令和7年度 「東京における宅地開発の無電柱化の推進に関する条例」を制定
- 令和8年6月 「東京都無電柱化計画」の改定

● 無電柱化の推進に関する基本的な方針

方針1

都市防災機能の強化

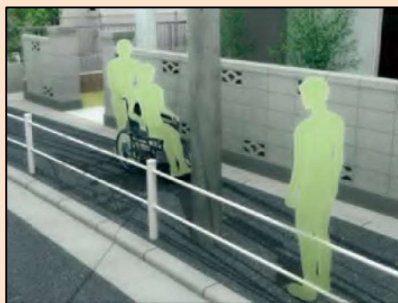
〔災害時の救護活動を妨げる電柱〕



方針2

安全で快適な歩行空間の確保

〔通行を妨げる電柱〕



方針3

良好な都市景観の創出

〔風景を阻害する電柱〕



〔出典（写真）：「東京都無電柱化計画（改定）」（東京都建設局）をもとに加工〕

● 無電柱化推進計画の期間と目標

1 無電柱化推進計画の期間

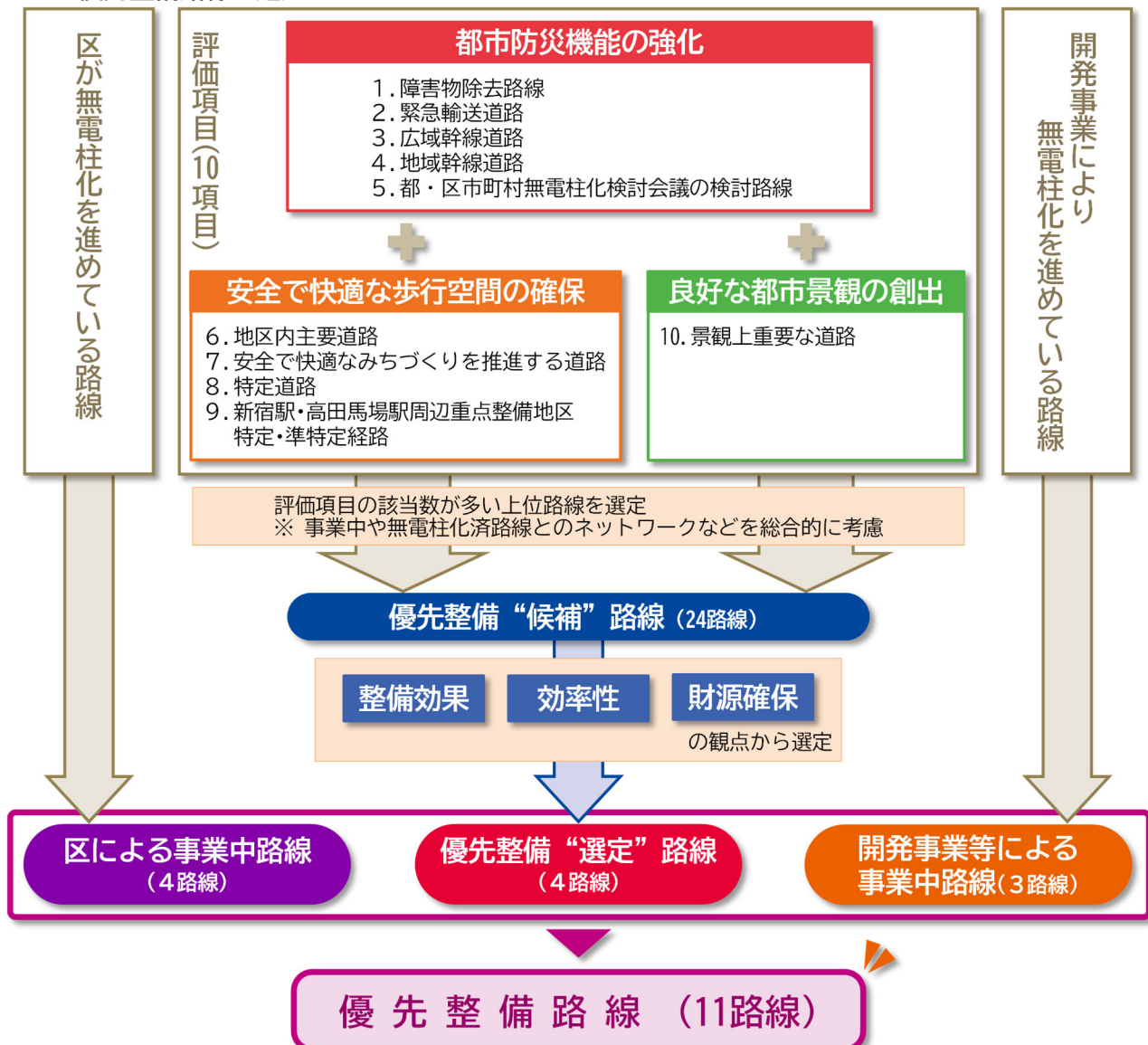
令和9（2027）年度から令和18（2036）年度までの10年間

2 路線選定と基本的な考え方

優先整備“選定”路線の選定における基本的な考え方

- 区の上位計画や地域防災計画、緊急輸送道路等の計画から全10の評価項目を選定
- 都市防災機能の向上に直結する【都市防災機能の強化】の観点を最も重要な評価項目として位置付け
- 「都・区市町村無電柱化検討会議」による検討で提唱された、都道との面的な連続性を考慮しつつ、災害拠点病院等の防災上重要な拠点に接続している路線

■ 優先整備路線の選定フロー



3 無電柱化の推進に関する目標

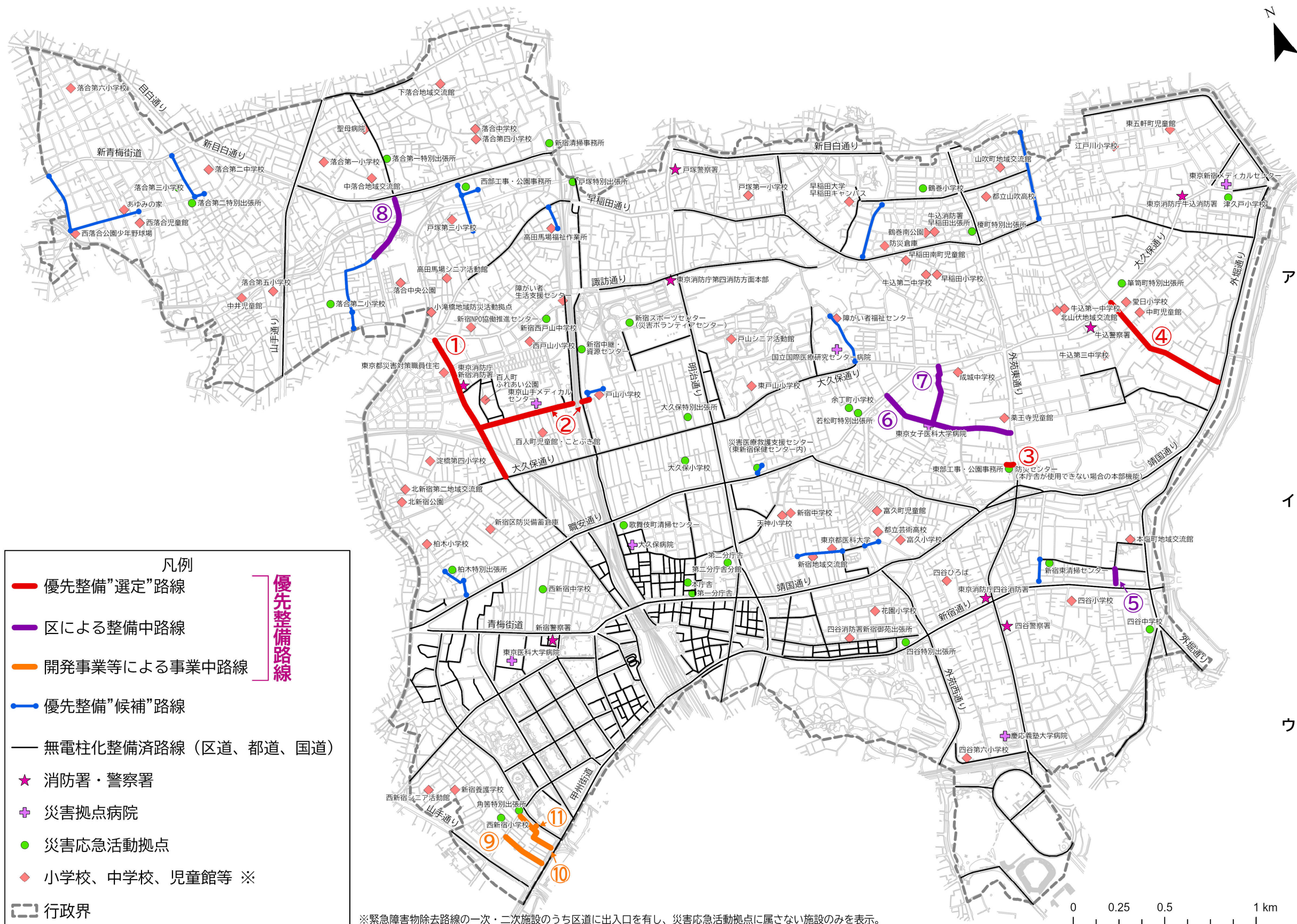
計画期間における区道の無電柱化率

11 %（R7年度末現在）
（無電柱化整備済路線 32 km / 区道延長 296 km）

▶

12 %（R18年度末）
（無電柱化完了予定路線 34 km / 区道延長 296 km）

優先整備路線図



※緊急障害物除去路線の一次・二次施設のうち区道に出入口を有し、災害応急活動拠点に属さない施設のみを表示。

ア 優先整備”選定”路線（今後10年間で優先的に整備に着手をする路線）

No	路線名（通称名等）	整備延長
①	特別区道 22-1070（小滝橋通り）	846 m
②	特別区道 22-270（中央病院通り）	561 m
③	特別区道 31-1230（防災センター前通り）	39 m
④	特別区道 34-320（牛込中央通り（南側））	747 m

イ 区による事業中路線（区が無電柱化を進めている路線）

No	路線名（通称名等）	整備延長
⑤	特別区道 42-540（四谷駅周辺区道）	80 m
⑥	特別区道 31-1380（女子医大通り）	730 m
⑦	特別区道 31-1390（水野原通り）	250 m
⑧	特別区道 23-1360（上落中通り）	420 m

ウ 開発事業等による事業中路線（開発事業等により無電柱化を進めている路線）

No	路線名	整備延長
⑨	区画道路 1号※1	約 240 m
⑩	区画道路 2号※1	約 265 m
⑪	区画道路 3号※1	約 20 m

※1 西新宿三丁目西地区第一種市街地再開発事業
※ 整備延長は、事業進捗により変更になる可能性があります。

● 無電柱化の推進に関し総合的に取り組む施策

施策 1 コスト縮減・工期短縮への更なる取組

国及び東京都で検討が進められているコスト縮減や工期短縮につながる整備手法について、積極的に活用を検討を行います。

施策 2 多様な整備手法の活用による整備の推進

歩道幅員が狭い、または歩道が無い道路における地上機器の設置場所の確保については、公共用地等の道路外の敷地を活用するとともに、多様な整備手法を活用し、更なる整備の推進を図ります。

施策 3 補助制度を活用した財源確保

国や東京都の補助制度を活用し、財源確保に努め、無電柱化の推進を図ります。

施策 4 都市計画道路の整備と併せた同時整備の推進

都市計画道路の整備に伴う道路の新設や拡幅に併せ、無電柱化整備の推進を図ります。

施策 5 市街地再開発事業や都市開発諸制度等の整備と併せた同時整備の推進

開発事業により、道路の新設や拡幅整備が行われる際には、同時に実施されるよう調整を図ります。

施策 6 電線共同溝等の点検及び維持管理

設置した電線共同溝について、適切な維持管理を行うための点検等を実施していきます。

施策 7 迅速に推進するために取組むべきこと

(1) 組織体制の強化

無電柱化を今後さらに推進していくため、内部組織体制の強化について検討を進めます。

(2) 広報・啓発活動

区民の理解と協力が得られるよう、地域説明会やパンフレット等を活用し、広く周知を図ります。

(3) 関係機関との連携強化

国及び東京都と連携した技術検討や、電線管理者との整備手法に関する協議・調整を行います。

(4) 他事業との調整

都市計画道路の整備や開発事業等が実施される際には、同時に無電柱化が実施されるよう調整を図ります。また、区内の無電柱化が推進されるよう関係機関への働きかけを行います。

(5) 推進に向けたルール作り

電線共同溝整備マニュアルや管理規定の見直し、事務処理の簡素化等の改善を行います。

(6) 道路の占用制限の活用

都市防災機能の強化の観点から重要な路線である緊急輸送道路については、道路法第 37 条に基づく電柱の新設制限を引き続き実施するとともに、無電柱化済路線への適用についても検討を行います。

(7) 計画の適宜見直し

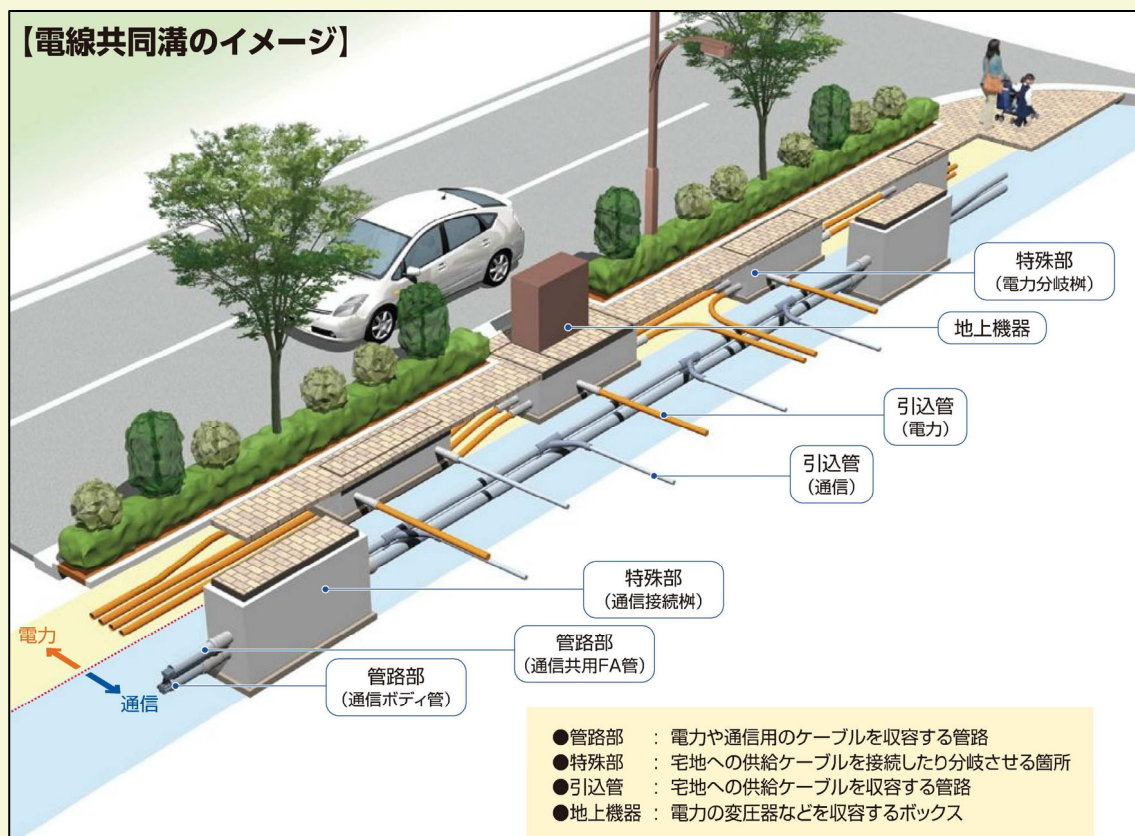
本計画を着実に推進するため、事業の進捗状況を適切に管理するとともに、計画の見直し・改善を P D C A サイクルに基づいて推進していきます。

【参考】無電柱化とは？

無電柱化とは、道路の地下空間に電力線や通信線等を收容、または電線を裏通りや軒下等から配線することにより、道路上から電柱をなくすことです。

無電柱化には大きく分けて「電線類地中化」と「電線類地中化以外」の整備手法があり、国・東京都・区市町村などの道路管理者が無電柱化を実施する際には、電線共同溝方式が主な整備手法となっています。

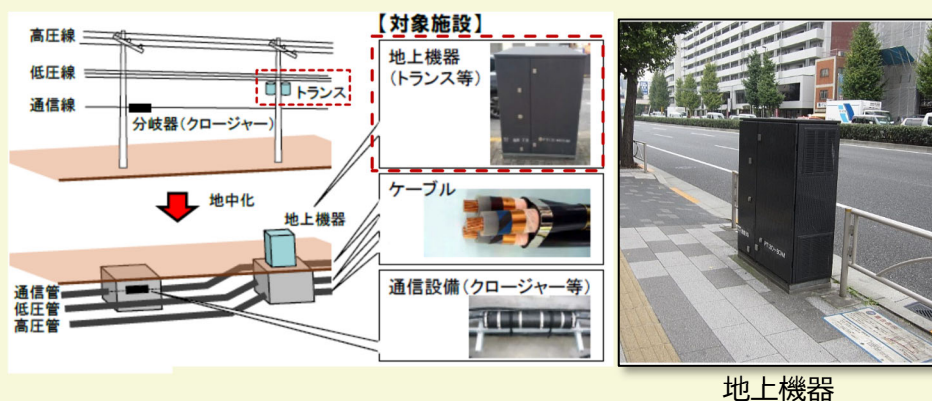
■ 電線共同溝のイメージ



【出典：パンフレット「東京の無電柱化」令和7年7月（東京都建設局）】

■ 電線共同溝方式による整備において必要となる地上機器

地上機器…高圧線で運ばれてきた電気を家庭用に変換する機器。電柱に添架されていたトランス等は、地中化に伴い地上機器として地上に設置する必要があり、数十メートルごとに設置が必要。



【出典：国土交通省HPをもとに加工】

※本計画では、国または地方公共団体等の公的機関が著作権者である著作物について「公共データ利用規約（第1.0版）」を準拠し、編集・加工等した場合は編集・加工等を行ったことを記載している。

※本計画で使用する地形図の出所は、以下の通りである。

- ・この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図を使用（承認番号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
- ・この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。

新宿区無電柱化推進計画 概要版

素案

令和9（2027）年2月

■問合せ先 新宿区みどり土木部道路課

東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

TEL：03-5273-3525

FAX：03-3209-5595